備考

一　人事管理文書の区分の欄に掲げる文書には、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）並びに添付されたものを含むものとする。

二　人事管理文書の区分の欄の「承認に関する文書」、「協議に関する文書」、「指定に関する文書」、「認定に関する文書」又は「同意に関する文書」とは、それぞれ承認の文書及び当該承認の申請の文書、協議の文書及び当該協議に対する回答の文書、指定の文書及び当該指定の申請の文書、認定の文書及び当該認定の申請の文書又は同意の文書及び当該同意の申請の文書をいう。

三　保存期間の欄の「特定日」とは、第三条第三項の保存期間が確定することとなる日の属する年度の翌年度の四月一日（当該確定することとなる日から一年以内の日であって、四月一日以外の日を特定日とすることが人事管理文書の適切な管理に資すると行政機関等の長が認める場合にあっては、その日）をいう。

四　人事管理文書の例の欄は例示である。

五　この表に掲げる法律又は規則の規定の例によるものとされ、又は例に準ずるものとされている場合に係る人事管理文書については、同表の規定の例による。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条並びに附則第三条及び第四条の規定は、令和六年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　令和五年三月三十一日までに作成し、又は取得した規則八―一二（職員の任免）第十二条第二項又は第十四条第三項の通知の文書等（規則一―三四別表の備考第一号に規定する文書等をいう。）の保存期間については、第一条の規定による改正後の規則一―三四第三条及び別表の一の表規則八―一二（職員の任免）の項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第三条　令和六年三月三十一日までに作成し、又は取得した人事管理文書（第二条の規定による改正後の規則一―三四（以下「第二条改正後規則」という。）第二条に規定する人事管理文書をいう。次条において同じ。）の保存期間については、第二条改正後規則第三条及び別表（保存期間の欄に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第四条　第二条改正後規則第四条及び別表（保存期間満了時の措置の欄に係る部分に限る。）の規定は、第二条改正後規則第三条第二項に規定する文書作成取得日が令和五年四月一日以後である人事管理文書について適用する。

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和五年十二月二十日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一七―〇―一四五

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

別表厚生労働省の部内部部局の項中「生活衛生・食品安全審議官」を削り、「健康危機管理・災害対策室長」を「災害等危機管理対策室長」に、「麻薬対策企画官」を「水道計画指導室長」に、「水道計画指導室長」を「麻薬対策企画官」に改め、「社会保険審査調整室長」を削り、「戦没者遺骨調査室長」を「戦没者遺骨調査室長　社会保険審査調整室長」に、「職員管理専門官」を「職員管理専門官　地方人事調整専門官」に改める。

別表農林水産省の部内部部局の項中「輸出環境整備室長」を「輸出環境整備室長　海外連携推進室長」に改める。

別表国土交通省の部内部部局の項中「公共交通・物流政策審議官」を「公共交通政策審議官」に改め、「企画室長（自動車局総務課又は海事局総務課に所属する者に限る。）」を削り、「安全技術調査官」を「安全技術調査官　企画室長（海事局総務課に所属する者に限る。）」に、「自動車局安全政策課」を「物流・自動車局安全政策課」に改める。

別表備考第一項中「令和五年八月三十一日」を「令和五年十一月三十日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。